

盛岡広域振興局長告示第40号

介護保険法（平成9年法律第123号）第75条第2項の規定により、指定居宅サービス事業者が指定居宅サービスの事業を廃止しようとする旨次のとおり届出があった。

平成25年4月16日

盛岡広域振興局長 杉原永康

1 福祉用具貸与

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101741	株式会社あひるケアサプライ	福祉用具のあひる	岩手郡雫石町繫第5地割 104番地1	平成25年4月30日

2 特定福祉用具販売

介護保険事業所番号	事業者の名称又は氏名	事業所の名称	事業所の所在地	廃止年月日
0372101741	株式会社あひるケアサプライ	福祉用具のあひる	岩手郡雫石町繫第5地割 104番地1	平成25年4月30日